



Topic

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近の売り上げが一定程度減少している事業者に対し、現在、日本政策金融公庫での特別貸付が行われています。

当事務所では、この特別貸付制度に関する緊急相談を承っております。

どのような制度で、どのような条件を満たせばよいのか、など具体的な内容についてお気軽にお問い合わせいただければご説明いたします。

1 特別貸付の概要

特別貸付は、事業の規模などにより、国民生活事業と中小企業事業の貸付制度があります。国民生活事業については、上限6,000万円までの貸付がなされるもので、中小企業事業については、上限3億円までの貸付がなされます。いずれも前年比5%以上の売上減少などが条件とされています。

その結果、金利について、当初の3年間は基準利率よりも0.9%の低い利率になるだけでなく、一定の要件を満たせば、国民生活事業については上限3,000万円、中小企業事業については上限1億円までの部分について特別利子補給制度により利子補給を受けることで実質的に無利子となります。

2 特別貸付の手続

日本政策金融公庫に融資の申込をし、売上減少についての資料を提出するなどして説明をすることで、融資の可否が決まります。

融資される金額については、(前述1はあくまで上限ですので)事業計画を具体的に説明する中で必要と認められる金額認められることになるとともに、特別利子補給制度の利用の可否が決まっていきます。

3 特別貸付制度利用に関連して

特別貸付制度利用に関連して、従前からの借り入れに関する金融機関との協議・交渉などのご相談をお受けすることで、より有効な打開策となることがあります。また、各種助成金の利用が効果的な場合もあり得ます。

4 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り切るために

当事務所では、前述のとおり特別貸付制度を利用できるか否かについての相談、手続の代理を承っております。そのほか従業員の雇用、給与の問題から、イベント・事業の中止に関わる問題など、様々な対応・対策に関する相談を承っております。

ご自身のことでなくても、まわりでお悩みの方が多数いらっしゃると思います。

まずはお電話で、お気軽にご紹介・ご相談・お問い合わせください。



西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 柳川 豊

Tel.052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

